

第三次青森県環境計画

—「循環と共生による持続可能な地域社会」をめざして—

【概要版】



平成 22 年 3 月
青 森 県

○ 第三次青森県環境計画の策定に当たって

私たちは、安全・安心で良質な農林水産物を生み出す水資源、原生的なブナ天然林が分布している世界自然遺産白神山地、四季の彩りが美しい十和田湖や八甲田山などの美しく生命あふれる自然環境を先人から引き継ぎました。このかけがえのない本県の環境を次世代に確実に継承していくためには、私たちの暮らしや仕事のあり方を見直し、二酸化炭素の排出やごみの発生量が少なく、環境への負荷が少ないライフスタイル・ビジネススタイルを確立するとともに、本県の環境保全の取組を支える「人財」(人の財)を育成することが重要となります。

また、本県が有する風力やバイオマスといった豊富な再生可能エネルギーなどの地域資源は、我が国全体の環境保全の取組を進める上で大きな役割を果たすものと期待されており、着実にこれらを育てていく必要があります。

第三次青森県環境計画は、本県が目指す「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けて、本県の環境の保全及び創造に関する施策の全体像と目標並びに施策の方向を示すとともに、県民や事業者、環境保全に関わる団体などの皆様が、各々の立場で環境保全に取り組むに当たっての行動指針となるものです。

○ 計画期間

平成 22 年度（2010 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの 3 年間

○ 青森県が目指す環境の将来像及び基本目標

青森県が目指す環境の将来像

循環と共生による持続可能な地域社会

この計画は、本県の健全で恵み豊かな環境を損なうことなく維持しつつ、経済の発展を図りながら、より良い地域社会の創造を目指すものです。

このため、資源や炭素などの物質の適切な循環を基調とし、自然と人との共生が確保される社会の形成を図る観点から、概ね 20 年後の 2030 年までに実現するものとして、青森県が目指す環境の将来像を「**循環と共生による持続可能な地域社会**」とします。

青森県が目指す環境の将来像「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向けて環境の保全及び創造に関する施策を展開するに当たっては、次の 3 点を基本目標とします。

【基本目標】

- (1) 恵み豊かなあおもりの環境を次代につなぐ低炭素・循環型社会、自然共生社会づくり
- (2) あおもりの優れた自然と豊富な再生可能エネルギーの活用による日本の低炭素・循環型社会、自然共生社会づくりへの貢献
- (3) 恵み豊かなあおもりの環境を守り、創る人財の育成と仕組みづくり

○ 環境の保全及び創造に関する施策の展開

この計画では、「循環と共生による持続可能な地域社会」の実現に向け、6つの分野について26の施策を掲げ、施策ごとに「施策の展開方向」、「各主体に期待される役割」を示しています。

1 健やかな自然環境の保全と創造

青森らしさを支える重要な財産である豊かな自然環境を大切にし、揺るぎない形で次世代に引き継いでいくため、水や緑、そこに棲む多様な生物などとの共生を図ります。

2 安全・安心な生活環境の保全と創造

県民生活を取り巻く環境の安全・安心を維持していくため、環境汚染などによる環境負荷の低減を図ります。

3 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

先人のたゆまぬ努力によって育まれてきた歴史的・文化的資源を生活の快適さを高める環境として保全するとともに、これらの資源が持つ価値を積極的に創造していきます。

4 資源の環をつなげる循環型社会の創造

県民総参加でごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいくほか、産業廃棄物の3Rや未利用資源の活用などを通じて、資源が適切に循環する社会づくりを進めます。

5 未来を守る低炭素社会づくり

ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しや省エネルギー性能の高い機器・設備の導入等により、省エネルギーの取組を進めるとともに、風力などの再生可能エネルギーの利活用を通じて、二酸化炭素の排出が少ない低炭素社会づくりを進めます。

6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり

社会全体で環境配慮に取り組むための継続的な人づくりと、環境配慮に取り組む人や事業者が評価され、経済的にもメリットを享受できる仕組みづくりを進めます。

1 健やかな自然環境の保全と創造

施策の体系

- (1) 健全な水循環の確保・水環境の保全
- (2) 優れた自然環境の保全とふれあいの確保
- (3) 森林の保全と活用
- (4) 里地里山や農地の保全と環境公共の推進
- (5) 生物多様性の保全
- (6) 世界自然遺産白神山地の保全と活用
- (7) 温泉の保全

主な施策

- 上流域から下流域までの一連の水の流れの過程における、良好な水質・底質、水量、水辺と生物多様性の確保
- 公共用水域における環境基準の達成・維持
- 自然公園の適正な利用による、優れた自然の風景地の保護と自然とのふれあいの推進
- 多面的機能が発揮・維持される健全な森林の育成・保全
- 森林資源の適切な利活用の推進
- 身近な生きものを育む豊かな生態系や自然とのふれあいなど農業・農地の持つ多面的機能の持続的な発揮の推進
- 農山漁村の豊かな自然や美しい景観、伝統的な風習・文化などのかけがえのない地域資源を保全・再生し、未来に引き継ぐため、本県が提唱している「環境公共」の推進
- 野生生物が良好に生育・生息できる豊かな生態系の保全
- 白神山地の自然の適切な利用を通じた自然保護思想の普及と地域づくり

施策の推進に当たって各主体に期待される主な役割

県民	<ul style="list-style-type: none">◎ 食べかすや油を流さないなど適切な生活排水対策の実施◎ 自然保護活動や自然観察会等への参加◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用◎ 外来魚・外来生物の適切な飼育
事業者	<ul style="list-style-type: none">◎ 水質汚濁防止に関する法令の遵守◎ 県産材や間伐材などを使用した製品等の積極的な購入・利用◎ 野生動植物や希少種の生息・生育状況に配慮した事業活動の実施
農業者	<ul style="list-style-type: none">◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践
林業者	<ul style="list-style-type: none">◎ 郷土樹種の植栽や複層林化、適切な除伐、間伐等による森林の適正な整備
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none">◎ 河川、湖沼、湿地・湿原及び海岸等の美化清掃・環境保全活動の実施◎ 自然保護活動や自然観察会等の開催

2 安全・安心な生活環境の保全

施策の体系

- | | |
|---------------------|------------------|
| (1) 大気環境の保全 | (2) 静けさのある環境の保全 |
| (3) 地盤・土壌環境の保全 | (4) 化学物質対策の推進 |
| (5) オゾン層保護・酸性雨対策の推進 | (6) 公害苦情・紛争処理の推進 |
| (7) 環境放射線対策の推進 | |

主な施策

- 大気汚染や水質汚濁、不快な騒音・振動などの防止と環境基準の達成・維持
- 環境中の化学物質の実態把握
- オゾン層破壊物質の回収・破壊の推進
- 公害苦情や公害紛争に対する適切かつ迅速な対応
- 環境モニタリング等の充実による原子力施設周辺地域住民の安全・安心の確保

施策の推進に当たって各主体に期待される主な役割

県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 低公害車の使用 ◎ 生活排水の適正処理 ◎ ごみの野外焼却の防止 ◎ 家電リサイクル法等に基づく使用済の冷蔵・冷凍機器や自動車の適正な引き渡し
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大気汚染や悪臭防止に関する法令の遵守 ◎ 騒音・振動規制関係法令の遵守 ◎ 建築物や工作物の解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止 ◎ 敷地内の土壌の汚染状況の把握と汚染等の情報の公開 ◎ 化学物質に関する住民とのリスクコミュニケーション活動 ◎ 家電リサイクル法等に基づく使用済の冷蔵・冷凍機器や自動車の適正な引き渡し
原子力事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境放射線などのモニタリングと結果の公表、積極的な情報公開 ◎ 安全協定の厳正な遵守と協定に基づく定期報告の実施
農業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 稲わらの有効利用による焼却防止 ◎ 家畜排せつ物の適正処理と悪臭拡散防止措置 ◎ 農薬や化学肥料の使用低減を図る環境にやさしい農業の実践
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 化学物質に関する住民と事業者のリスクコミュニケーション活動への支援 ◎ オゾン層保護や酸性雨など地球環境保全に関する意識啓発

3 県民にやすらぎを与える快適な環境の保全と創造

施策の体系

- (1) 身近にふれあえる緑や水辺の保全と創造 (2) 良好な景観の保全と創造
 (3) 歴史的・文化的遺産の保護と活用

主な施策

- 都市部等においても身近に緑や水にふれあえる快適な生活環境づくり
- 郷土に誇りと愛着を持ち、人々が集う、あおもりの歴史と風土が感じられる景観の保全と形成
- 古いたたずまいの集落や町並み・建造物、遺跡や文化財、伝統芸能など本県の歴史的・文化的遺産の保全
- 本県の歴史的・文化的遺産に関する調査研究と県内外への情報発信の推進

施策の推進に当たって各主体に期待される主な役割

県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加 ◎ 住宅を建てる際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動への参加 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動への参加 ◎ 民俗芸能や伝統芸能の保存・伝承活動や地域の祭りへの参加
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業所内の敷地や壁面などの緑化・緑のカーテンづくりの取り組み ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動への参加・支援
事業者・団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 施設や工作物等を整備する際の周囲の景観や町並みと調和したデザイン・色彩の採用 ◎ 景観へ配慮した屋外広告物の設置 ◎ 地域の祭り・行事の開催や参加・支援
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域の緑化活動や水辺の保全活動の実施 ◎ 景観の形成・保全活動の実施 ◎ 縄文遺跡群など本県の歴史的・文化的遺産に関する情報発信活動の実施 ◎ 地域の歴史・文化に関する学習活動の実施 ◎ 地域の巨樹・古木の保全活動の実施
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 学校等における緑化活動の推進

4 資源の環をつなげる循環型社会の創造

施策の体系

- (1) みんなが3Rに取り組む県民運動の展開 (2) 資源循環対策の推進
(3) 廃棄物の適正処理の推進

主な施策

- 「もったいない・あおり県民運動」の展開による3Rの取組の推進
- 紙類のリサイクルを促進するためのシステムづくりなどのごみリサイクル率の向上のために効果的な取組の推進
- 産業廃棄物の発生抑制、リユース、リサイクルの取組の推進
- 廃棄物不適正処理の未然防止対策と不法投棄などの早期発見・早期解決に向けた取組の推進
- 青森・岩手県境不法投棄事案の原状回復事業の安全かつ着実な実施と不法投棄現場の環境再生の取組の推進
- 海岸漂着ごみや空き缶等の散乱ごみの少ない良好な環境の維持

施策の推進に当たって各主体に期待される主な役割

県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ マイバッグ持参やレジ袋・過剰包装の辞退 ◎ 資源ごみの行政回収や集団回収、店頭回収への協力
排出事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 資源ごみのリサイクルの徹底 ◎ 事業系紙ごみの古紙回収業者による回収・資源化や共同処理（オフィス町内会方式）の実施
販売事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ マイバッグ持参の呼びかけとレジ袋無料配布取り止め、簡易包装の実施 ◎ 容器包装廃棄物の店頭回収の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 業種間や工業団地間の連携による廃棄物の融通・提供システムの構築 ◎ 廃棄物処理法など関係法令の遵守による廃棄物の適正処理 ◎ 県民や事業者、団体、行政が一体となった不法投棄廃棄物撤去作業への参加・支援
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する啓発 ◎ 集団回収やフリーマーケットの開催など3Rに関する自主的活動の実施 ◎ 海岸清掃活動や環境美化活動の実施
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの減量やリサイクルなど3Rに関する環境教育・学習の推進

5 未来を守る低炭素社会づくり

施策の体系

(1) 省エネルギー型の社会づくり

(2) 再生可能エネルギーの開発と利用の推進

主な施策

- エネルギー高効率利用や省エネルギー性能の高い機器、住宅及び自動車等の活用の推進
- 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイル、エコドライブの実践の推進
- 風力、太陽光、太陽熱、雪氷熱、温泉熱や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの利活用の推進
- 再生可能エネルギーの活用に関する先進的プロジェクトの具体化など、本県の豊かな再生可能エネルギーポテンシャルの活用による、日本の低炭素社会づくりへの貢献

施策の推進に当たって各主体に期待される主な役割

県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ 省エネリフォームによる既存住宅の省エネルギー化や住宅新築時の省エネルギー化 ◎ 環境家計簿の作成や省エネナビの設置による二酸化炭素排出量の把握 ◎ 冷房・暖房時の室温の適切な設定などの家庭でできる温暖化対策の実践 ◎ エコドライブ推進運動への参加・実践 ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギー利用機器の導入
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 次世代自動車や高効率照明器具、高効率給湯器、高性能産業炉などの省エネルギー性能の高い機器・設備等の導入 ◎ コージェネレーションシステムなどエネルギー利用効率の高い設備の導入 ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 省エネルギー診断の活用 ◎ 太陽光発電システムや太陽熱温水器、ペレットボイラー・チップボイラーなどの再生可能エネルギー利用機器の導入
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化防止や省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの活用に関する啓発
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地球温暖化防止や省エネルギーの取組、再生可能エネルギーの活用に関する環境教育・学習の推進 ◎ 学校施設における省エネルギーの推進

6 社会全体で環境配慮に取り組む人づくり・システムづくり

施策の体系

- (1) 環境配慮に取り組む人財の育成
- (2) 日常生活や事業活動に環境配慮を織り込む仕組みづくり
- (3) 環境情報の提供と環境活動のネットワーク (4) 環境影響評価の推進

主な施策

- 子どもから大人までを対象とする環境教育・学習の機会の充実
- 環境保全活動や環境教育・学習の担い手となる中心的な人財の育成
- 環境配慮による成果や環境負荷量の「見える化」の推進などを通じた県民や事業所などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践の促進
- 経済的インセンティブの活用等による環境保全活動・環境配慮行動を促す仕組みづくり
- 地域の環境に関する情報や環境保全活動、環境保全団体に関する情報提供の充実
- 地域の環境保全活動の中核となる環境NPOなどの団体の活動とネットワークづくり
- 環境影響評価制度の適切な運用

施策の推進に当たって各主体に期待される主な役割

県民	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 地域で行われる環境教育・学習活動への参加 ◎ 環境家計簿の作成や省エネナビの設置による二酸化炭素排出量の把握 ◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 事業活動に伴う温室効果ガス排出量の把握 ◎ 製造から流通、販売、廃棄などの一連の過程における環境負荷の少ない商品・サービスの優先購入・利用 ◎ 環境配慮や環境保全に積極的に取り組んでいる事業者の商品やサービスの優先購入・利用 ◎ 事業規模や事業形態等に適した環境マネジメントシステムの導入 ◎ 「地球にやさしい青森県推進事業所」制度への登録 ◎ 国内クレジット制度を活用した温室効果ガスの排出削減活動の実施 ◎ 環境影響評価条例などの関係法令に基づく適切な手続と環境保全への配慮
環境保全団体	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境教育・学習活動機会の提供 ◎ 環境配慮や環境保全活動に関する他の団体・主体とのネットワークづくり ◎ 県や市町村等が開催する研修機会等への積極的な参加
学校等の教育機関	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 環境出前講座の利用などによる環境教育・学習活動の推進 ◎ 児童・生徒の自主的な環境保全活動の推進

○ 計画の推進に当たっての重点施策

計画の推進に当たって、県は次の施策を重点的に推進します。

1 世界自然遺産白神山地の保全・活用と自然共生社会づくり

- (1) 白神山地保全・活用推進プロジェクト
- (2) あおもり自然共生社会推進プロジェクト

2 「もったいない (MOTTAINAI)」の意識で取り組む循環型社会づくり

- (1) 県民総参加型 3R 推進プロジェクト
- (2) ごみ減量・循環型経営システム推進プロジェクト

3 未来を守る低炭素社会づくり

- (1) 省エネ・再エネ導入推進プロジェクト
＜住宅の省エネルギー化の推進＞
＜省エネ機器・再エネ機器の導入促進＞
- (2) 低炭素型経営システム推進プロジェクト
＜中小事業者の省エネルギーの推進＞
＜事業者の環境保全の取組を評価する仕組みの充実＞
- (3) エネルギー先進的利用モデル実証・発信プロジェクト

4 あおもりの豊かな環境を守り・創る人財の育成

- (1) 多様な主体が参加する環境教育・学習推進プロジェクト
- (2) 環境配慮の環を広げるパートナーシップ推進プロジェクト

○ 開発事業等における環境配慮指針

本県の豊かで美しい自然環境や歴史的・文化的環境を保全し、これらをより良好な地域環境として創造し、次世代へ引き継いでいくためには、環境に大きな影響を及ぼすおそれがある開発や立地の構想・計画策定時から、開発終了後の土地利用までのあらゆる段階において、環境への負荷をできる限り最小限にとどめる配慮と対応が必要です。

このため、開発事業等における環境配慮指針として、開発事業等の構想や計画立案、事業の実施に当たって事前に環境に配慮すべき基本的な事項などについて、次の区分により示しています。

- (1) 構想・計画地選定段階
- (2) 土地の改変などの敷地整備や建築・建設段階
- (3) 操業や日常利用段階
- (4) 事業の終了・廃業段階

○ 計画の推進体制と進行管理

1 各主体の役割

行政はもちろんのこと、県民、事業者、民間団体、環境保全団体などの環境にかかわりを持つあらゆる主体が自らの役割を認識し、適切な役割分担の下でパートナーシップを形成しながら、日常的・継続的に環境配慮や環境保全活動に取り組んでいく必要があります。

2 計画の普及

県の環境ホームページ「エコ・ナビ・あおもり」に掲載するなど、広く計画内容の普及を図り、県民一人ひとりが環境保全行動を実践することとなるよう理解と協力を求めます。

また、県自らが事業者及び消費者として、他の主体の模範となるよう率先して取り組みます。

3 全庁的な調整・連携

環境問題についての総合的な対策を推進する観点から、全庁的に各種施策や事業の調整・連携を図るとともに、計画の進行管理を適切に行います。

4 職員研修の充実

環境行政を担当する県職員が、環境問題に適切に対応することができるよう、職員研修の充実強化を図ります。

5 国及び地方公共団体との連携・協力

国等の施策との整合性を図りながら取組を推進するとともに、環境に関する北海道・北東北での広域連携の強化に努め、近隣道県の共通課題の解決に向けて施策の調整を行うなど広域的な視点からの取組を推進します。

また、市町村との連絡協議の場を通じた意見交換などにより、連携・協力の強化を図ります。

6 県民の意見の反映

環境審議会などの意見を聴くとともに、県民や事業者とのコミュニケーションを図る体制の整備など、適切な手法の活用により、県民の意見が反映されるようにします。

7 財政上の措置

計画の進捗状況や県内の環境の状況などを勘案しつつ、各施策が総合的かつ計画的に推進されるような必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

8 計画の進行管理

この計画を着実に推進していくため、全庁的な連携により計画の適切な進行管理を行うとともに、本計画の推進状況について環境審議会に報告するほか、環境白書等により公表します。



青森県環境生活部環境政策課

〒030-8570 青森市長島1-1-1

電話：017-722-1111（代表） Fax：017-734-8065

ホームページアドレス <http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/econavi.html>

電子メールアドレス kankyo@pref.aomori.lg.jp



この印刷物は、古紙配合率100%再生紙と環境に優しい大豆油インキを使用しています。

この印刷物は、1,000部作成し、企画から印刷までの作成経費は1部当たり197円です。